

## 老人デイサービスセンターの皆様へ

### 南海トラフ地震防災対策計画を提出して下さい

#### ○南海トラフ地震対策計画とは？

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた計画のこと。

#### ○計画概要

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成26年3月に、岡山県では14市町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。

同法第7条の規定により、推進地域内において、津波で30cm以上の浸水区域内で、百貨店、学校、福祉施設など不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営している者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項を定めた南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」）を作成しなければなりません。また、すみやかに県知事等に届出する必要があります。

#### ○対策計画を作成すべき区域

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、里庄町で、県知事が設定する津波浸水想定で30cm以上の浸水が想定される区域

#### ○対策計画に定めるべき事項

- ・南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- ・南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ・地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

#### ○提出先等

正本を1部岡山県危機管理課防災対策班に、写しを1部事業所が所在する市町の防災主管課（○○市危機管理課など）に提出して下さい。

	提出書類	提出 部数	提出先
正本	<ul style="list-style-type: none"><li>・届出書 《別記様式第一》</li><li>・対策計画（正本）</li><li>・添付書類（①施設の位置を明らかにした書面 及び②施設から避難場所までの経路を示した書面）</li></ul>	1部	岡山県危機管理課防災対策班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7293
写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・送付書 《別記様式第二》</li><li>・対策計画（写し）</li><li>・添付書類（①施設の位置を明らかにした書面 及び②施設から避難場所までの経路を示した書面）</li></ul>	1部	事業所が所在する市町の防災主管課

## ○特例

消防法による「消防計画」や「予防規定」などにおいて、「津波からの円滑な避難に関する事項」等について定めた場合は、対策計画とみなすことができます。

収容人員30名以上の老人デイサービス事業者の方は、「消防計画」をお近くの消防局・消防本部に届出て下さい。

収容人員30名未満の老人デイサービス事業者の方は県（写しへ各市町の防災主管課）に「対策計画」を届出て下さい。

## ○その他

津波浸水想定図、30cm以上の浸水が想定される住所表示一覧、届出書、送付書、対策計画の作成例（word版）は、岡山県危機管理課ホームページ

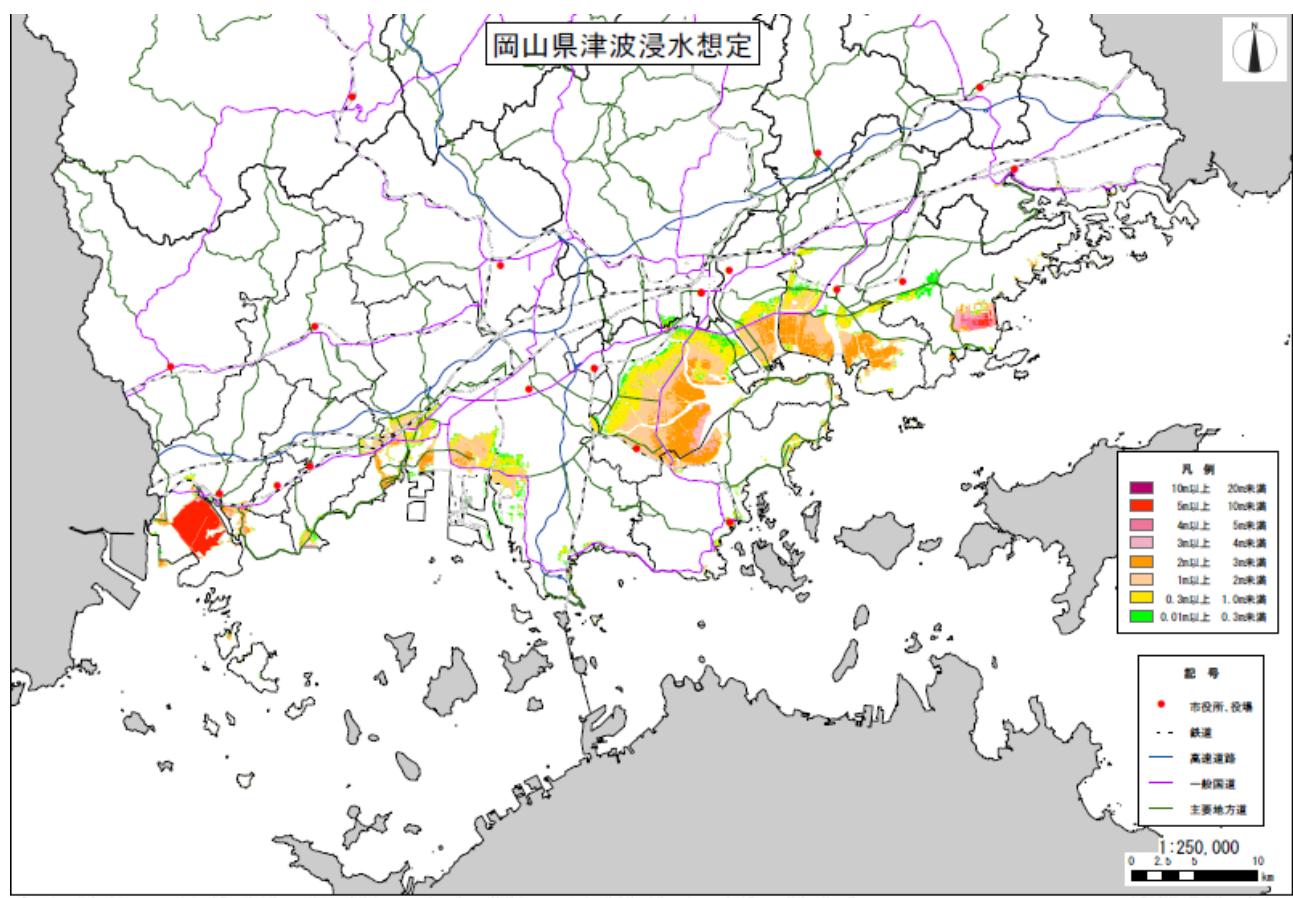
（<http://www.pref.okayama.jp/page/392349.html>）からダウンロードできますので、御活用ください。

担当 岡山県危機管理課防災対策班

電話 086-226-7293（ダイヤルイン）

[kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp](mailto:kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp)

（担当者 山田）



「この地図の作成に当たっては、国土地理院製の基礎を基に、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び数値地図25000（行政区・海岸線）を使用した。（測量番号 平24情後、第629号）」

岡山県危機管理課 作成 平成25年3月

## 南海トラフ地震防災規程の作成例

### 〇〇〇〇消防計画【予防規程、防災規程】

#### 第〇節 南海トラフ地震対策

##### (目的)

**第〇条** この計画【規程】は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

##### (組織)

**第〇条** 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

##### (隊長等の権限及び業務)

**第〇条** 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
  - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
  - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
  - 四 従業員を〇〇（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
  - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

##### (従業員の責務)

**第〇条** 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

##### (情報収集連絡班の業務)

**第〇条** 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、隨時隊

長に報告すること。

- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

**第〇条** 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

**第〇条** 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適當でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

**第〇条** 隊長【防火管理者、防災管理者】が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

**第〇条** 隊長【防火管理者、防災管理者】が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

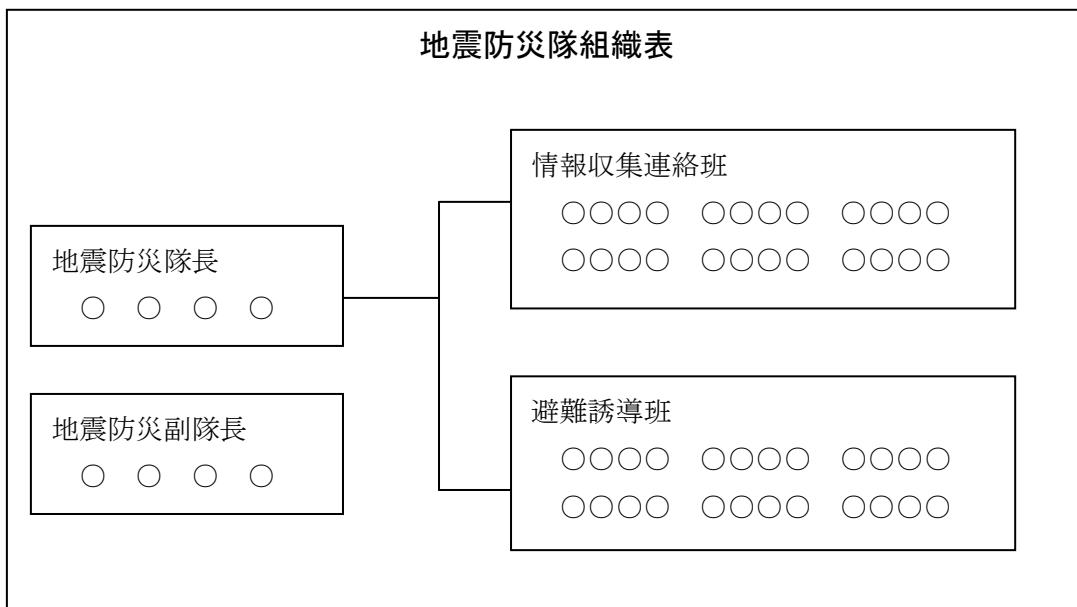
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

- 第〇条** 隊長【防火管理者、防災管理者】が顧客等に対して事前に行う広報は次による。
- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - 二 正確な情報入手の方法
  - 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- ※1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。  
事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。
- ※2 本文中【】については、当該計画・規程に基づき適切な用語を記述すること。
- ※3 この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。
- ※4 予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第11号の2の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意されたいこと。

別表第1



**地震防災隊活動要領**

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 略 2 略 3 略
情報収集連絡班	1 略 2 略 3 略 4 略
避難誘導班	1 略 2 略 3 略 4 略

---

別図第〇

略